

APPEAL

発行 者
JR 東海労関西地本
大阪台車検査車両所分会
2012年12月10日
NO.13

**入社して一年で、すぐに転勤！！
これで、若手社員に
技術継承が出来る？！**

1パートだけで台検車両所を経験したと言えるのでしょうか？！

11月22日に転勤の発令が行われました。
その中には職場に配属されて1年しかたっていない高卒社員がいました。
転勤先は新大阪支所という台検とはまったく畑違いの職場です。

会社は若手社員への**技術継承**とよく言いますが、このように入社してやっと職場の雰囲気にも慣れ、これからという時に転勤させておいて、本当に台検を経験したと言えるのでしょうか？
こんなことでは**技術継承**なんて、出来ないことはあきらかです。

**転勤は台検車両所の仕事を十分に経験してから、
本人の希望を尊重して行うべきではないでしょうか？！**

みなさんはどう思いますか？！